

滋賀県公告式条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 7 年法律第 35 号）による地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、条例等の公布に当たって行う知事の署名について電子署名によることを可能とするため、滋賀県公告式条例（昭和 25 年滋賀県条例第 52 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例および規則の公布に当たって行う知事の署名について、地方自治法第 16 条第 4 項の総務省令で定める署名に代わる措置を含むこととします。（第 2 条および第 3 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県公告式条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県公告式条例の一部を改正する条例

滋賀県公告式条例（昭和 25 年滋賀県条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法第 16 条の規定に基づき、条例の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条第 1 項中「の公布」を「を公布しようとするとき」に、「その末尾に知事が署名する」を「、知事が署名（地方自治法第 16 条第 4 項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をする」に改め、同条第 3 項中「これを」を削り、同項ただし書中「天災事変等に因り」を「天災その他やむを得ない事情により」に改め、「および公衆の見易い場所」を削り、「これに替える」を「行う」に改める。

第 3 条の見出し中「規則」を「知事の定める規則」に改め、同条中「規則にこれを」を「知事の定める規則の公布について」に改める。

第 4 条の見出しを「(知事の定める規程の公表)」に改め、同条第 1 項中「規則を除く外、」を削り、「の公表は、公布の種別」を「(規則を除く。以下同じ。) で公表を要するものを公表しようとするときは」に、「記入し、知事印を押さなければならない」を「記入するものとする」に改め、同条第 2 項中「前項の規定に」を「、知事の定める規程で公表を要するものの公表について」に改める。

第 5 条の見出しを「(知事以外の県の機関の定める規則等の公表)」に改め、同条第 1 項中「議会の会議規則、傍聴人取締規則その他」を「知事以外の」に改め、「県の機関」の右に「(教育委員会を除く。以下同じ。)」を加え、「にこれを」を「の公表について」に改め、同項ただし書中「ただし、」を「この場合において、同条第 1 項中」に、「当該」を「、当該」に改め、同条第 2 項中「規定は、」の右に「知事以外の」を加え、「にこれを」を「の公表について」に改め、同項ただし書中「ただし、」を「この場合において、同条第 1 項中」に、「当該機関名」、「知事印」とあるのは「当該機関印」を「、当該機関名」に改める。

第 6 条中「規則または県」を「知事の定める規則または知事以外の県」に、「規程は、それぞれ」を「知事もしくは知事以外の県の機関の定める規程で公表を要するものは、」に、「をもって特に」

を「において当該規則または規程の」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

滋賀県公告式条例新旧対照表

旧	新
<p><u>(条例の目的)</u></p> <p>第1条 地方自治法第16条の規定に基く県の公告式については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例の公布は、公布の旨の前文および年月日を記入の上<u>その末尾に知事が署名するものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 条例の公布は、滋賀県公報に登載して<u>これを行う。</u>ただし、<u>天災事変等に因り滋賀県公報に登載して公布することができないときは、県の掲示場および公衆の見易い場所に掲示してこれに替えることができる。</u></p> <p>(規則の公布)</p> <p>第3条 前条の規定は、<u>規則にこれを準用する。</u></p> <p>(規程の公布)</p> <p>第4条 <u>規則を除く外、知事の定める規程の公表は、公布の種別、年月日および知事名を記入し、知事印を押さなければならない。</u></p> <p>2 第2条第2項および第3項の規定は<u>前項の規定に準用する。</u></p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方自治法第16条の規定に基づき、<u>条例の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入の上、<u>知事が署名（地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をするものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 条例の公布は、滋賀県公報に登載して行う。ただし、<u>天災その他やむを得ない事情により滋賀県公報に登載して公布することができないときは、県の掲示場に掲示して行うことができる。</u></p> <p>(知事の定める規則の公布)</p> <p>第3条 前条の規定は、<u>知事の定める規則の公布について準用する。</u></p> <p>(知事の定める規程の公表)</p> <p>第4条 知事の定める規程（<u>規則を除く。以下同じ。</u>）で公表を要するものを公表しようとするときは、<u>年月日および知事名を記入するものとする。</u></p> <p>2 第2条第2項および第3項の規定は、<u>知事の定める規程で公表を要す</u></p>

(その他の規則および規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他県の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、「知事」とあるのは「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、県の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし、「知事名」とあるのは「当該機関名」、「知事印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則または県の機関の定める規則もしくは規程は、それぞれ当該規則または規程をもつて特に施行期日を定めることができる。

付則 省略

るものの公表について準用する。

(知事以外の県の機関の定める規則等の公表)

第5条 第2条の規定は、知事以外の県の機関（教育委員会を除く。以下同じ。）の定める規則で公表を要するものの公表について準用する。この場合において、同条第1項中「知事」とあるのは、「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、知事以外の県の機関の定める規程で公表を要するものの公表について準用する。この場合において、同条第1項中「知事名」とあるのは、「当該機関名」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 知事の定める規則または知事以外の県の機関の定める規則もしくは知事もしくは知事以外の県の機関の定める規程で公表を要するものは、当該規則または規程において当該規則または規程の施行期日を定めることができる。

付則 省略